

国民経済計算の見方・使い方

第1部 フロー編

(1) 統合勘定について

第1部フロー編の統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを記録するものであって、一定期間における一国の経済活動の結果を総括したものである。

1) 国内総生産勘定

① 勘定の借方（上段）は、国内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価したもの（国内総生産（生産側））である。付加価値を雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）に分けて表章している。

これらのうち、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）は、所得発生（受取）として国民可処分所得と使用勘定における貸方（受取）にも計上されている。なお、統計上の不突合は、借方に示される。

② 勘定の貸方（下段）は、国内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもの（国内総生産（支出側））である。構成項目としては、消費支出として民間及び政府最終消費支出（また、消費概念が二元化されているため、家計及び政府現実最終消費を再掲）、投資支出として総固定資本形成及び在庫変動に加え、海外から国内生産物に対して行われる支出として財貨・サービスの輸出及び輸入（控除）が示されている。これらの項目は、国民可処分所得と使用勘定、資本勘定、海外勘定における需要構成項目として借方（上段）（輸入は貸方）に計上されている。

なお、総生産は国内概念で記されているが、民間最終消費支出は国民概念になっていることに注意する必要がある。これに伴う概念差は、輸出（入）が国民概念で記されていることにより調整されている。

③ 欄外項目として示されている国民総所得を求めるためには、海外からの所得（雇用者報酬・財産所得）の受取を加算し、海外に対する所得（雇用者報酬・財産所得）の支払を控除する必要がある。

なお、国内総生産（支出側）については、その詳細が主要系列表1として作成されている。

2) 国民可処分所得と使用勘定

① 当勘定は制度部門別所得支出勘定を統合することによって得られる。したがって各項目の内訳については、(2)制度部門別所得支出勘定の項で説明する。

② 制度部門別所得支出勘定において、家計部門の雇用者報酬は国民概念になっており、国内発生分と海外からの雇用者報酬（純）の和となっているが、当勘定においては、国内で発生した雇用者報酬（国内概念）と海外からの雇用者報酬（純）に分割される。同一の雇用者報酬という用語が、当勘定では国内概念で、制度部門別所得支出勘定では国民概念（ただし、一国経済（1）所得の発生勘定は国内概念）で用いられていることに注意する必要がある。

③ 営業余剰・混合所得は、各制度部門の和になる。

④ 制度部門別所得支出勘定の移転項目を統合すると、国内部門間の移転は相殺され、海外部門との移転のみが残り、海外からの財産所得（純）と海外からのその他の経常移転（純）とが区別して表章されている。

⑤ 生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）は、一般政府の所得支出勘定の計数に一致する。

⑥ 国民可処分所得／国民調整可処分所得は、各制度部門の可処分所得の和に等しい。

⑦ 欄外項目として要素費用表示及び市場価格表示の国民所得が計上されているが、前者は国内で発生した雇用者報酬、営業余剰・混合所得に、海外からの雇用者報酬及び財産所得の受取分（純）を加算した額であり、後者は、その要素費用表示の国民所得に生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を加算した額である。

なお、国民所得及び国民可処分所得に関する詳細は主要系列表2として作成されている。

3) 資本勘定・金融勘定

① 制度部門別資本勘定及び金融勘定を統合したものであり、それぞれの対応する項目を統合することにより得られる。制度部門別資本勘定における土地の購入（純）については、相殺されている。

② 資本勘定の借方には、総固定資本形成、固定資本減耗（控除）、在庫変動及び純貸出（+）／純借入（-）（海外に対する債権の変動に相当）が計上され、貸方には、貯蓄、海外からの資本移転等（純）及び統計上の

不突合が計上されている。

なお、各制度部門における純貸出（＋）／純借入（－）の和は、ここで記録される一国経済の純貸出（＋）／純借入（－）から統計上の不突合を差し引いたものに等しくなっている。また資本移転等には海外からの資本移転等（純）のみが計上されている。これは、国内の資本移転は統合することにより相殺されるためである。

- ③ 金融勘定においては、海外との取引のみが、対外資産の変動、対外負債の変動として計上され、純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）（海外に対する債権の変動に相当）がバランス項目となっている。これは、国内の金融取引は統合されることにより相殺され、海外との取引のみが残ることによるものである。

なお、各制度部門における純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）の和が、ここで記録される一国経済の純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）に等しい。

4）海外勘定

海外勘定においては、国全体の海外取引が計上されており、海外の視点から記録されている。取引は、経常取引・資本取引・金融取引に区分して示されている。当勘定は、「海外勘定」表の簡略表であり、詳細は付表 19. 海外勘定において表章される。

(2) 制度部門別所得支出勘定について

所得支出勘定は、生産活動の結果生み出された付加価値（固定資本減耗を含めた総ベースと除いた純ベースがある）が雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）という形で、財産所得とともに制度部門別にどのように配分されたか、制度部門別に社会負担・給付等の現金移転の受払や現物移転がどのように行われたかを表す。さらに、このような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように配分されたかを表すとともに、バランス項目としての貯蓄を通じて制度部門ごとに資本勘定に接合されている。

所得支出勘定は、5 つの制度部門における所得の分配と使用に関して、その取引の段階に応じて以下の 4 つに勘定を分割し、詳細に記録している。

1）第 1 次所得の配分勘定

各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除））及び生産のために必要な資産の貸借により発生する財産所得の受払を記録する勘定である。「第 1 次所得バランス」をバ

ランス項目とする。

① 雇用者報酬

「雇用者報酬」とは、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、現物を含む賃金・俸給と社会保険に対する雇主の現実社会負担及び帰属社会負担からなり、家計部門のみに計上される。

なお、所得支出勘定では、海外との受払を調整した国民概念の雇用者報酬が計上されていることに注意を要する。

② 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、産出額から中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を差し引いた国内要素所得から雇用者報酬を差し引いたバランス項目であり、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業を含む）の 3 制度部門において発生している。

③ 財産所得

「財産所得」は、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産及び土地などの無形資産を使用する場合、その使用を原因として生ずる所得の実際の移転と帰属計算による移転であって、利子、法人企業の分配所得（配当、準法人企業所得からの引き出し）、海外直接投資に関する再投資収益、その他の投資所得（保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得）及び賃貸料の 5 つからなっている。これらは発生主義で捉えられ、利子及び賃貸料については支払義務発生時点で、法人企業の分配所得等についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払の義務発生時点で計上している。なお、利子は、FISIM 調整後の概念であり、参考として FISIM 調整前の計数を表章している。

④ 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」は、一般政府部門の受取に表章される。

大きく「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分けられ、前者をさらに「付加価値型税」（企業によって段階的に徴収される財貨・サービス等に課される税等）、「輸入関税」及び「その他」（特定種類の財貨・サービス等に課される税等）に分割している。後者には生産過程に用いられる土地、固定資産等に課される税が含まれる。

⑤ 補助金

「補助金」は、①一般政府から市場生産者に対して支払われ、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると

考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金である。補助金の支払は控除項目として一般政府部門の受取側に表章される。

2) 所得の第2次分配勘定

第1次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受取及び支払がどのように各制度部門の可処分所得に変換されるかを示す勘定である。この勘定に受払が記録される経常移転は、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」、「現物社会移転以外の社会給付」及び「その他の経常移転」である。これら経常移転から、バランス項目として「可処分所得」が導出される。

① 所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」は、「所得に課される税」と「その他の経常税」に分割され、関係部門に表章されている。

なお、相続税及び贈与税は、「資本移転」として扱い、資本勘定において表章される。

② 純社会負担

「純社会負担」は、「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の現実社会負担」、「家計の追加社会負担」及び控除項目である「年金制度の手数料」からなる。このうち、「雇主の現実社会負担」は、雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担等を指し、「家計の現実社会負担」は、家計による社会保険制度を管理する基金に対する負担を指す。「雇主の帰属社会負担」は、雇用関係をベースとする確定給付型の社会保険制度（企業年金、退職一時金）について発生主義により計測される年金受給権の増分の一部（勤務費用相当額）と同制度の運営費用（年金制度の手数料）の合計から、同制度に係る「雇主の現実社会負担」を控除したものに加え、発生主義により記録されない退職一時金等が計上される。「家計の追加社会負担」は、雇用関係をベースとする社会保険制度に係る年金基金による運用収益分であり、確定拠出型制度についての実際の収益及び確定給付型制度について発生主義により計測される年金受給権の増分の一部（利息費用相当額）を計上する。

「雇主の現実社会負担」及び「雇主の帰属社会負担」は、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず第1次所得の配分勘定において記録され、家計が所得の第2次分配勘定において一般政府（社会保障基金）ないし金融機関（年金基金）に支払ったものとして記録している。また、「家計の追加社会負担」は、まず第1次所得の配分勘定において、財産所得の一

部（「年金受給権に係る投資所得」という形で家計に帰属するものとして、金融機関（年金基金）から家計に支払われ、家計が所得の第2次分配勘定において金融機関（年金基金）に支払ったものとして記録している。

③ 現物社会移転以外の社会給付

「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「その他の社会保険年金給付」、「その他の社会保険非年金給付」及び「社会扶助給付」に分割されており、全額家計部門の受取となる。「現金による社会保障給付」は、政府の社会保障制度による現金での給付の支払額として、公的年金等の給付額を一般政府の支払、家計の受取として記録する。「その他の社会保険年金給付」は、雇用関係をベースとする社会保険制度による現金での給付の支払額として、企業年金等の給付額を金融機関の支払、家計の受取として記録する。「その他の社会保険非年金給付」は発生主義により記録されない退職一時金等を各制度部門の支払、家計の受取として記録する。「社会扶助給付」は、生活保護等の支払額を一般政府の支払、家計の受取として記録する。

④ その他の経常移転

「その他の経常移転」は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「経常国際協力」及び「他に分類されない経常移転」の4種類に分類される。

非生命保険は、事故、疫病、火災といった生命保険以外のリスクを網羅する概念であり、住宅ローン保証等の定型保証も含む。

「非生命保険取引」は、保険リスクコストである「非生命純保険料」と、契約に基づく保険金の支払（正味支払保険金＋支払準備金純増額）を記録する「非生命保険金」の二つからなり、全ての制度部門で計上される。

「一般政府内の経常移転」には、中央政府から地方政府へと移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、中央政府から社会保障基金へと移転される年金特別会計、労働保険特別会計への繰入、地方政府から社会保障基金へと移転される補助費等からなる経常的移転が含まれ、一般政府にだけ表章されている。

「経常国際協力」は、国際収支統計における「一般政府の第2次所得収支」のうち「無償資金協力」及び「国際機関分担金等」と整合的な概念であり、他国に対する食料増産等援助費や経済開発援助費等の無償資金協力、国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金の支払・回収が含まれ、一般政府に

だけ表章されている。

「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない経常移転取引が表章され、「その他の経常移転」と「罰金」からなる。

「その他の経常移転」には、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、罰金以外の他の項目で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門にみられる。

「罰金」は、家計や企業が政府に対して支払う種々の規則違反による支払を指し、交通反則者納付金等が含まれ、関係部門に表章されている。

3) 現物所得の再分配勘定

所得の第2次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、現物社会移転の受払を記録する勘定である。「調整可処分所得」をバランス項目とする。本勘定は、家計、一般政府及び対家計民間非営利団体にのみ記録される。

① 現物社会移転

「現物社会移転」は、「現物社会移転（市場産出の購入）」と「現物社会移転（非市場産出）」に分割される。「現物社会移転（市場産出の購入）」は、政府の社会保障制度のうち医療や介護の保険給付等を指す。「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。

4) 所得の使用勘定

所得の第2次分配勘定から導き出される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定から導き出される「調整可処分所得の使用勘定」の2つからなる。前者は、「可処分所得」をもとに、最終消費支出と年金受給権の変動調整の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。後者は、「調整可処分所得」をもとに、現実最終消費と年金受給権の変動調整の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。

(3) 制度部門別資本勘定・金融勘定について

非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の5つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。同勘定は、貯蓄を通じて所得支出勘定と接合し、国民所得勘定と資金循環勘定を結びつけると同時に、資産の変動を通じてフロー勘定とストック勘定である貸借対照表勘定とを接合する役割を果たしている。

1) 資本勘定

資本勘定は、総固定資本形成（ネットで取引を把握することが可能になるよう、固定資本減耗分を控除項目として記録している）、在庫変動、土地の購入（純）という非金融資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資としては、①所得支出勘定における受取のうち、他の支払にあてられず残差として得られた貯蓄、②他の部門から資産の購入等のために反対給付なしに受け取る資本移転（受取－支払の純額）からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば純貸出になり、資金を他部門で運用することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば純借入になり、海外を含め、他の部門から資金を調達することになる。

2) 金融勘定

金融資産・負債の変動が、資産・負債の項目別に作成され、「純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）」は、「金融資産の変動の合計」と「負債の変動の合計」との差額として計上される。概念的には、各制度部門の「純貸出（+）／純借入（-）」と「純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）」とは一致するものであり、金融勘定は、原資と実物資産の蓄積の差である資金の運用や調達の内訳を、金融資産・負債の項目別に示したものとなる。

3) 統合勘定における資本勘定・金融勘定との関係

各制度部門の資本勘定・金融勘定を国全体に積み上げたものが、統合勘定における資本勘定・金融勘定であるが、以下の点が異なる。

① 土地の売買は居住者間で行われるので、制度部門別勘定では部門間の土地売買を「土地の購入（純）」として計上されているが、国全体では「土地売却＝土地購入」となるため、統合勘定においては「土地の購入（純）」は計上されていない。また、海外における土地の購入は海外勘定（金融取引）に計上され、概念上は金融資産の取得となる。

② 資本移転は、制度部門別勘定では、受取、支払別に居住者、海外とも計上されているが、統合勘定においては、国内部門間の資本移転は相殺されるため、海外からの資本移転のみ「海外からの資本移転等（純）」として計上されている。

(4) 主要系列表について

1) 国内総生産（支出側）

① 主要系列表1は、国内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サ

ービスの輸出入の需要項目ごとに大別し、さらにそれらを需要項目の性質別に分割して示している。

名目、実質両系列について年度、暦年計数のみならず、四半期ごとの系列が作成されている。項目が簡略化されてはいるものの速報ベースの計数も四半期別GDP速報(QE)として作成されている(1次QEは当該四半期終了後1ヶ月と2週間程度、2次QEは2ヶ月と10日程度で公表)。QEは四半期原系列に加え季節調整系列を公表しており、景気動向の把握などに幅広く利用されている。

- ② 構成項目の概略は次のとおりである。消費支出は、民間最終消費支出と政府最終消費支出に分割され、前者はさらに家計と対家計民間非営利団体の両制度部門の支出に細分されている。

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動に分かれ、それらはそれぞれ民間、公的両部門に細分されている。

財貨・サービスの純輸出は、財貨・サービスの輸出から財貨・サービスの輸入を控除したものである。

- ③ なお、欄外項目として名目については国民総所得、実質については国内総所得と国民総所得が表章されている。

名目については、国民総所得は、国内総生産に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。一方、実質については、国内総所得は、国内総生産に交易利得を加えたものに等しく、また国民総所得は、国内総所得に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。

- ④ 実質値は、価格の騰落による増減を除去し、数量の動き(品質の変化を含む)を捉えるために表章されており、参照年(デフレーター=100となる年、2015 暦年)の名目値を基準として金額表示したものになっている。

- ⑤ デフレーターは、名目値を実質値で除したものの(インプリシット・デフレーター)を掲載している。ただし在庫変動については残高により計算している。

2) 国民所得・国民可処分所得の分配

主要系列表2は、居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値額を生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表章したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替表示したものである。

- ① まず、雇用者報酬は、所得支出勘定の家計部門の受取にある総額を(1)賃金・俸給、

(2)雇主の社会負担の2つに分類している。

- ② 財産所得は、(1)一般政府、(2)家計(持家賃貸業の受払、個人企業の支払を除く)、(3)対家計民間非営利団体の各部門の該当項目を振り替え、財産所得の純額、受取額及び支払額を表章している。

- ③ 企業所得(第1次所得バランス)は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたものである。(1)民間法人企業、(2)公的企業、(3)個人企業に分類表章している。すなわち、民間法人企業所得は所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導き出されており、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて表章している。また、法人企業(全体及び民間)の分配所得及び海外直接投資に関する再投資収益の支払前の所得について、「民間法人企業所得」として欄外に示している。なお、企業所得については、すべて在庫品評価調整後の額で計上されている。

- ④ 個人企業について注意すべきことは、家計の受取財産所得は個人企業の営業活動による収益とみなさず、最終消費主体としての家計が受け取るとみなし、前記②(2)の家計部門に全額計上し、ここでは加算していないことである。

- ⑤ 以上の諸項目の合計額が国民概念の要素費用表示の純生産=国民所得として表章されている。

- ⑥ このようにして求めた要素費用表示の国民純生産(国民所得)に、所得支出勘定の一般政府部門の受払に計上されている「生産・輸入品に課される税」及び「補助金」(控除)を加えることにより、市場価格ベースに転換して市場価格表示の国民所得を表章している。

- ⑦ 可処分所得は、制度部門別に受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、国全体としては消費と貯蓄の合計に等しい。

調整可処分所得は、「可処分所得+現物社会移転の受払」として定義され、制度部門別にみると、家計部門には「現物社会移転受取」が加わり、一般政府及び対家計民間非営利団体からは「現物社会移転支払」が除かれる。国全体としては可処分所得と同額となる。

国全体では、市場価格表示の国民所得に制度部門別所得支出勘定から求められる経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが国民可処分所得となる。

なお、この純受取額は、統合勘定の「国民可処分所得と使用勘定」に示されている「海

外からのその他の経常移転（純）」及び「海外勘定」の「その他の経常移転」の純支払額と一致することになる。

3) 経済活動別国内総生産

- ① 主要系列表 3 は、経済活動別の国内総生産（生産者価格表示）の動向を、名目、実質両系列について暦年計数を時系列表示したものである。なお、経済活動別分類は、参考資料「経済活動別分類」のとおりである。
- ② 輸入品に課される税・関税及び総資本形成に係る消費税（控除）は、経済活動別に配分することが資料制約等により困難であるため、一括して国内総生産の内訳として表章されている。生産側から捉えた国内総生産（不突合を含まず）は、経済活動別の国内総生産の合計に、輸入品に課される税・関税及び総資本形成に係る消費税（控除）を加減したものである。
- ③ 主要系列表 3 では、主要系列表 1 の国内総生産（支出側）をもって国内総生産とし、この国内総生産と②による国内総生産（不突合を含まず）との差額を統計上の不突合として計上している。
- ④ 実質値は、価格の騰落による増減を除去し、数量の動き（品質の変化を含む）を捉えるために表章されており、参照年（デフレーター＝100 となる年、2015 暦年）の名目値を基準として金額表示したものになっている。経済活動別の国内総生産の実質値は、経済活動別の産出額、中間投入をそれぞれ実質化し、それらの差額として求める（ダブルデフレーション方式）。
- ⑤ デフレーターは、名目値を実質値で除したものの（インプリシット・デフレーター）を掲載している。

(5) 付表について

（生産活動の骨格を表す：付表 1～付表 5）

付表 1. 財貨・サービスの供給と需要

付表 1 の「財貨・サービスの供給と需要」の表は、各財貨・サービスの産出額（生産者価格）、輸入及び運輸・商業マージンを示すことにより、購入者価格表示による総供給を明らかにすると同時に、各財貨・サービスの中間消費、国内での家計現実最終消費、総固定資本形成、在庫変動及び輸出を示して、購入者価格表示による需要の内訳を明らかにする。

表の作成にあたって、国際基準における消費の二元化の概念を取り入れ、表頭の需要欄には政府現実最終消費（集合消費支出）及び国内家計現実最終消費の欄を加え、また後

者については国内家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出及び政府現物社会移転（個別消費支出）に分けている。

産出額の価格評価は、市場価格表示の生産者価格であるが、「卸売・小売」及び「運輸・郵便」の取扱いに関して注意を要する。「卸売・小売」の産出額は商業マージン（販売額－仕入額）であるが、「産出額」欄には「コスト的商業マージン」のみが計上され、「運輸」も同様に、「コスト的運賃」のみが計上されている（参考 1 参照）。商品の流通に伴って発生する運賃、商業マージンは「運輸・商業マージン」欄に、取引される商品ごとに計上される。したがって、ある年の産出額の総合計は、「産出額」欄の「合計」と「運輸・商業マージン」欄の「合計」とを加えることによって得られる。このため、これらの付表 1 の産出額（生産者価格）と付表 4（V 表）の「卸売・小売業」及び「運輸・郵便業」に計上されている産出額（列和）とは、計数が異なる。

国内家計現実最終消費には、非居住者の国内での直接購入（海外からの旅行者による財・サービスの購入等）が含まれる一方、居住者の海外での直接購入（海外旅行での現地における財・サービスの購入等）は含まれない。

付表 1 の輸出入については、概念のほか基礎統計の違いから主要系列表 1 に計上される金額とは一致しないことから、欄外にその乖離を要因別に示した表を掲載している。ただし、掲載については基礎統計の制約から 1996（平成 8）年以降とする。

（参考 1）コスト的商業マージン・運賃について

コスト的商業マージンの内容は、家計が購入する中古乗用車、固定資本形成での中古のバス、トラック、機械等に係わる取引マージンなどである。コスト的運賃とは、商品の生産者価格成立以前及び購入者価格成立後の輸送に係わる運賃であり、例えば漁場から生産者価格が形成される水揚げ市場までの輸送コストなどがあげられる。

（コスト的商業マージン、コスト的運賃の考え方、範囲は基準年次産業連関表に準じている。）

付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

付表 2 は、経済活動別の国内総生産についてとりまとめた総括表である。経済活動別に生産者価格表示の産出額、中間投入、それらの差額から求めた国内総生産と、その内訳項目を表章している。

経済活動別国内総生産から固定資本減耗

を控除して生産者価格表示の国内純生産を求め、次いでこの国内純生産から「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を差し引いて国内要素所得を求める。さらに、この国内要素所得から別途推計した雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求める。

① 産出額は、生産者価格（商品が生産者の事業所において販売される市場価格）で評価される。国民経済計算では「産業連関表」（総務省等）と同様に最終生産物だけでなく製造工程で生ずる中間生産物も原則として産出額に含めている。経済活動別の産出額は、付表 4. 経済活動別財貨・サービス産出表（V 表）の行和（合計列）に一致する。

② 経済活動別の中間投入は、付表 5. 経済活動別財貨・サービス投入表（U 表）の中間投入計の計数に一致する。

中間投入は、生産するために投入される非耐久財（原材料及び燃料等）とサービスによって構成される。投入される財は、購入者価格（消費する事業所が購入する時点での市場価格（運賃・マージンを含む））で評価される。

また、「産業連関表」においては、宿泊・日当、交際費、福利厚生費（法定福利費を除く）の家計外消費支出を中間投入として扱わないが、国民経済計算においては中間投入に含めている。

③ 経済活動別の固定資本減耗の合計は、制度部門別資本勘定の固定資本減耗に一致する。

④ 生産・輸入品に課される税は、制度部門別所得支出勘定「一般政府」の生産・輸入品に課される税（受取）と一致する。生産・輸入品に課される税の経済活動別配分は、直接に税を支払った経済活動に計上することを原則とし配分している。ただし、輸入品に課される税・関税及び総資本形成に係る消費税（控除）は、経済活動別に配分せずに、一括して計上している。

経済活動別の補助金は、受取先の経済活動に配分することを原則とする。

生産・輸入品に課される税（控除）補助金の合計は、一般政府の所得支出勘定の「生産・輸入品に課される税（受取）」から「補助金（支払）」を控除した額に一致する。

⑤ 雇用者報酬は、国内概念である統合勘定「国内総生産勘定」の雇用者報酬と一致し、国民概念の制度部門別所得支出勘定「家計（個人企業を含む）」の雇用者報酬とは統合勘定「国民可処分所得と使用勘定」の海外からの雇用者報酬（純）だけ異なる。

⑥ 経済活動別の産出額、中間投入、国内総生産については、実質値及びデフレーター

を示している。なお、連鎖方式では、実質値における「加法整合性」が成立しないため、基準年である 2015 暦年値を 100 とした指数により表章している。

（参考 2）

付表 2 に表章される国内総生産（合計）から「制度部門別所得支出勘定 1. 一国経済」に表章される「付加価値型税（VAT）」を差し引くことにより、付加価値型税（消費税）を含まない国内総生産を得ることができる。

付表 3. 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数

付表 3 は、付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得に関連して、経済活動別の労働力投入量を年間平均就業者数・雇用者数と雇用者の労働時間数の形で示したものである。ただし、計数の利用に当たっては、次の諸点に留意が必要である。

まず、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら、副業として雇用者でもある者、あるいは 2 か所の事業所に雇用されているような者については、2 人と数えているため、「国勢統計」（総務省）など、1 人を 1 つの就業に限り数えているような調査から得られる計数とは異なっている。

また、就業時間の短いパートタイム労働者などについても、人数を就業時間の多少によって調整することはせず、フルタイムの労働者と同様に数えている。

付表 4. 経済活動別財貨・サービス産出表（V 表）

付表 4 は、付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得の経済活動別の産出額の内訳として、どのような種類の財貨・サービスを産出しているかという産出額構成を示す表である。V 表の行和は、各経済活動による財貨・サービスの産出額合計を示しており、付表 2 の経済活動別の産出額に一致する。

付表 5. 経済活動別財貨・サービス投入表（U 表）

付表 5 は、基準年（平成 27 暦年（2015 年））の付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得の中間投入について、より詳細にどのような財貨・サービスを投入したかを購入者価格で表示するとともに、付表 2 の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び産出額を掲載している。

基準年次 U 表は、「平成 27 年（2015 年）産業連関表」及び基準年次 V 表から導出され

る。U表の中間投入は、各財貨・サービスがどの経済活動で需要されたかを示しており、付表 1. 財貨・サービスの供給と需要の中間消費と、概念的に一致する。2011 年（平成 23 年）基準より、供給・使用表の枠組みを活用して、これらの計数を統合することにより、両者の乖離を縮減するよう推計しているが、計上方法の違いから財貨・サービス別の計数に若干の相違がみられる。

（政府活動を表す：付表 6～付表 10）

付表 6. 一般政府の部門別勘定

付表 6 は一般政府の内訳部門別（中央政府、地方政府、社会保障基金）の所得支出勘定及び資本勘定の総括表である。一般政府全体としての両勘定は、制度部門別勘定として計上されているが、当勘定は、一般政府をその性格及び果たす役割などに従って、中央政府（全ての省庁、事務所などの組織で中央政府の業務に従事する部門で構成されているもの）、地方政府（都道府県などの地方自治体などの業務に従事する部門で構成されているもの）、社会保障基金（社会の全体ないし大部分をカバーし、強制的な加入・負担がなされることという条件を満たす組織をいう。例えば、国の社会保険特別会計など）の 3 部門に分割し、それぞれの部門の経常取引及び資本取引をみることにより、政府部門の国民経済に果たしている役割を詳細に把握するための取引表である。

また、付表 6(2)「一般政府の部門別勘定（GFS）」は、当該付表を国際通貨基金（IMF）の「政府財政統計マニュアル 2014」に準拠して分類したものである。ここでは、金融資産・負債について、取引額、調整額、残高額も計上している。取引の各項目については、制度部門別所得支出勘定、資本勘定等を参照されたい。

付表 7. 一般政府の機能別支出

付表 7 は、一般政府部門の消費、投資活動を機能別に分類（参考 3 参照）することにより、一般政府活動の性格及び特徴をみるためのものである。支出額は、一般政府部門が他の部門に対して行うものだけが計上されている。なお、資本移転には支払総額が計上され、受取は控除されていない。

付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出

政府最終消費支出は、政府サービスの産出額（＝雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から政府の財貨・サービスの販売額及び自己勘定の総固定資本形成額を控除し、現物社会移転（市場

産出の購入）を加えた額である。付表 8 は、政府（一般政府）活動の機能別分類（参考 3 参照）ごとに政府サービスの生産コスト内訳をみることにより、国民生活との関連を明らかにし、国家の安全や秩序の維持、社会福祉の推進などの役割を担っている政府サービスの性格及び特徴をみるためのものである。

（参考 3）政府の機能別分類について

国民経済計算では、一般政府を国際連合が定める政府の機能分類（Classification of the Functions of Government: COFOG）に準拠した 10 種類の大項目、69 種類の中項目からなる機能別に分類しているが、その機能別分類の概要は次のとおりである。

1. 一般公共サービス ①行政・立法機関、財務・財政業務、対外業務、②対外経済援助、③一般行政、④基礎研究、⑤R & D（一般公共サービス）、⑥その他の一般公共サービス、⑦公的債務取引、⑧他レベルの政府との間の一般的移転に関する支出が含まれる。
2. 防衛 ①軍事防衛、②民間防衛、③対外軍事援助、④R & D（防衛）、⑤その他の防衛に関する支出が含まれる。
3. 公共の秩序・安全 ①警察サービス、②消防サービス、③裁判所、④刑務所、⑤R & D（公共の秩序・安全）、⑥その他の公共の秩序・安全に関する支出が含まれる。
4. 経済業務 ①経済、通商、労働関係業務一般、②農畜産業、林業、漁業、狩猟、③燃料・エネルギー、④鉱業、製造業、建設、⑤運輸、⑥通信、⑦その他産業、⑧R & D（経済業務）、⑨その他の経済業務に関する支出が含まれる。
5. 環境保護 ①廃棄物管理、②廃水管理、③公害対策、④生物多様性・景観の保護、⑤R & D（環境保護）、⑥その他の環境保護に関する支出が含まれる。
6. 住宅・地域アメニティ ①住宅開発、②地域開発、③上水道、④街灯、⑤R & D（住宅・地域アメニティ）、⑥その他の住宅・地域アメニティに関する支出が含まれる。
7. 保健 ①医療用品、医療用器具・設備、②外来サービス、③病院サービス、④公衆衛生サービス、⑤R & D（保健）、⑥その他の保健に関する支出が含まれる。
8. 娯楽・文化・宗教 ①娯楽・スポーツサービス、②文化サービス、③放送・出版サービス、④宗教・その他の地域サービス、⑤R & D（娯楽・文化・宗教）、⑥その他の娯楽・文化・宗教に関する支出が含まれる。
9. 教育 ①就学前・初等教育、②中等教育、③中等教育修了後教育（高等教育を除く）、

④高等教育、⑤レベル別に定義できない教育、⑥教育に付随するサービス、⑦R & D (教育)、⑧その他の教育に関する支出が含まれる。

10. 社会保護 ①傷病・障害、②老齢、③遺族、④家庭・児童、⑤失業、⑥住宅、⑦その他の社会的脱落、⑧R & D (社会保護)、⑨その他の社会保護に関する支出が含まれる。

付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)

付表 9 は、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付(失業保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金など)、特定の基金準備金を設けず、民間基金や保険組織に加入しないで雇主によって雇用者に直接支払われるその他の社会保険非年金給付(退職金、公務災害補償費など)及び社会保障給付とその他の社会保険非年金給付以外の個人及び家計に対して支払われる社会扶助給付(生活保護など)などの社会保障関係支出の状況を、一般政府部門を構成する部門(社会保険特別会計、国民健康保険など)ごとに把握することにより、国民に対する福祉(社会保障関係)の実態を詳細に描写するための明細表である。各項目の合計額は、一般政府部門の所得支出勘定における各該当項目の支出額に等しい。

付表 10. 社会保障負担の明細表

社会保障負担とは、雇用者(家計)によって負担されるか、雇主によって負担されるかにかかわらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者(家計)の利益のために支出される負担金である。

付表 10 においては、社会保障基金に属する社会保険特別会計などの構成部門ごとに雇主及び雇用者(家計)の負担額を表章している。「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」とともに、社会保障基金を構成している各部門が、国民の福祉のためにいかなる活動をしているかを把握するための明細表である。

当表の合計値は、一般政府部門(社会保障基金)の所得支出勘定における社会保障負担受取に相当する。

なお、このうち「雇用保険」には、雇用保険二事業(雇用安定事業、能力開発事業)(平成 18 年度以前は雇用保険三事業(雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業))に関する保険料が「雇主の現実社会負担」に含まれている。

(民間消費活動の内訳を表す:付表 11~付表 13)

付表 11. 家計の形態別最終消費支出の構成及び

付表 12. 家計の目的別最終消費支出の構成

国内家計最終消費支出は、付表 11、12 において形態別、目的別の計数が表章されている。これらの表には、名目値だけではなく実質値、四半期系列も表章されており、国際比較に当たっても有用な情報を提供している。

① 形態別分類は、財の耐久度を基準とした性質別の分類であり、財貨である耐久財、半耐久財、非耐久財とサービスの 4 項目がある。耐久財と半耐久財はいずれも耐用年数が 1 年以上の財であるが、その区分は使用期間の長短や購入価格の大小などを基準としている。この分類は、購入に関するストック効果の分析、消費者需要の循環変動の分析などに重要な情報を与える。

② 目的別分類は、消費者がどのような種類の効用を求めて財貨・サービスを購入したかを基準とした分類であり、13 目的について表章される。各目的は以下のとおりである。

1. 食料・非アルコール
2. アルコール飲料・たばこ
3. 被服・履物
4. 住宅・電気・ガス・水道
5. 家具・家庭用機器・家事サービス
6. 保健・医療
7. 交通
8. 情報・通信
9. 娯楽・スポーツ・文化
10. 教育サービス
11. 外食・宿泊サービス
12. 保険・金融サービス
13. 個別ケア・社会保護・その他

付表 13. 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出

対家計民間非営利団体は、消費の主体としてのみならず生産主体として位置づけられているが、同団体が家計向けに提供する財貨・サービスは、必ずしもコストをカバーしない。生産に要したコストから、財貨・サービスの販売額及び自己勘定の総固定資本形成額を差し引いたものを対家計民間非営利団体の自己消費とし、最終消費支出として計上している。生産コストは、雇用者報酬、固定資本減耗、中間投入及び生産・輸入品に課される税から構成される。なお、対家計民間非営利団体の最終消費支出の分類は①教育、②その他の 2 目的に分けられる。

(投資活動の内訳及び関連する計数を表す:付表 14～付表 17)

付表 14. 形態別の総資本形成及び

付表 15. 民間・公的別の総資本形成

総資本形成の構成は、主要系列表 1 においても民間・公的別に示されているが、付表 14、15 において、形態別、制度部門別の計数が表章されている。

① 形態別

この表で示される項目は、資本勘定のうちの総資本形成部分に相当し、内容は総固定資本形成と在庫変動からなる。

総固定資本形成については修正グロス方式(それぞれの控除可能な消費税を含まない価格で表示する方式)、在庫変動についてはグロス方式(控除可能な消費税を含む価格で表示する方式)による暦年の名目値及び実質値が表章されている。

② 制度部門別

この表では、総固定資本形成と在庫変動について、民間部門と公的部門に分け、民間部門については、大きく法人企業と家計(個人企業)・対家計民間非営利団体に、公的部門については、大きく公的企業及び一般政府に分類して示している。

付表 16. 民間・公的別の固定資本減耗

この表では、付表 15 の総固定資本形成に対応する形で、民間部門と公的部門別に固定資本減耗額を計上している。国民経済計算では、一般政府と対家計民間非営利団体を生産者として位置づけているため、これらの建物等についても固定資本減耗が計上されている。

付表 17. 在庫品評価調整額

国民経済計算における在庫変動、営業余剰・混合所得、企業所得などの概念は、企業会計での棚卸資産の純増額、営業利益、経常利益などの概念に対応しているが、前者では在庫品の価格変動に伴う利益又は損失を除外しているのに対して、後者では在庫品(棚卸資産)の評価方法いかんではこうした利益又は損失を含むことになる。

そこで、企業会計から得られたデータをもとに、国民経済計算を作成する場合、両者の評価の相違を調整する必要が生じ、その額を「在庫品評価調整額」と呼んでいる。すなわち、企業会計における評価額－国民経済計算における評価額＝在庫品評価調整額、という関係にある。

この付表では民間法人企業、個人企業、公

的企業、一般政府の別に在庫品評価調整額が示されている。

(その他の付表)

付表 18. 制度部門別の純貸出(+)／純借入(－)

付表 18 は、概念的に一致する「純貸出(+)／純借入(－)」と「純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)」(推計上使用する資料等に相違があるため、両者の計数の間には不一致がある)を一覧にした表である。各計数は、制度部門別資本勘定・金融勘定に対応している。

付表 19. 海外勘定

付表 19 は統合勘定における海外勘定の細目表である。国全体の対外取引が計上されており、受払は海外からの視点で記録されている。海外勘定は経常取引、資本取引及び金融取引の 3 つに区分して記録されており、このうち経常取引と資本取引は「国際収支統計」(財務省、日本銀行)の諸項目を国民経済計算体系の概念に組み替えたものである。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買からなる「財貨・サービスの輸出(入)」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産所得」、対価の受領を伴わない物、サービス、現金の受払のうち経常的なものからなる「その他の経常移転」によって構成され、財貨・サービスの経常的な取引を示し、バランス項目として支払側に「経常対外収支」が設けられている。

資本取引は、「経常対外収支」及び「資本移転等」(対価の受領を伴わない、相手国の資本形成のための無償資金援助や債権者による債務免除、固定資産の取得または処分にかかる資金の移転等)の受払から構成され、合計として「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」が示されている。これは、国全体の正味資産の変動を示し、金融取引表のバランス項目である「純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)」とは概念上一致する。

金融取引は、海外部門の国内部門に対する金融資産・負債に関する取引を記録しており、「金融資産の変動」と「負債の変動」が項目ごとに示されている。

なお、「金融資産の変動」と「負債の変動」との差額が「純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)」として計上されるが、これは制度部門別金融勘定に記録される各制度部門の「純貸出(+)／純借入(－)」(資金過不足)の合計額と一致する。

付表 20. 民間・公的企業の所得支出勘定

及び

付表 21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定

付表 20 及び付表 21 は、制度部門別所得支出勘定及び資本勘定・金融勘定の補足あるいは補助表としての意義と役割をもったものであり、民間法人企業と公的企業について、更にそれぞれを非金融法人企業と金融機関とに分割し、表章したものである。

ただし、表章項目は若干簡潔なものに整理されている。

1. 非金融法人企業
(1) 民間非金融法人企業
(2) 公的金融企業
2. 金融機関
(1) 民間金融機関
(2) 公的金融機関
3. 一般政府
4. 家計
5. 対家計民間非営利団体
6. 海外

付表 22. 固定資本マトリックス

付表 22 では、総固定資本形成として供給された形態別の資本財が、各暦年内において、どの制度部門・経済活動によってどれだけ需要されたのかを、各年の購入者価格によって、名目値及び実質値を表章している。ただし表中の計数は、既存資産が国内で中古品取引された際に買い手にプラス、売り手にマイナスの固定資本形成として計上される金額は含まれていない。このため制度部門別資本勘定で表章されている総固定資本形成額と付表 22 で表章される各制度部門の総固定資本形成額は必ずしも一致するわけではない。

付表 23. 実質国民可処分所得

付表 23 は、基準年次の現実所得額と比較して所得の実質購買力がどれだけ増減したかを見るため、所得を価格指数でデフレートして求めた「実質所得」を表章した表である。実質国内総所得と実質国民総所得は、主要系列表 1「国内総生産（支出側）」の計数と一致している。実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加えることで、実質国民総可処分所得を算出している。

付表 24. 金融資産・負債の取引

金融取引に関する最も詳細な基本表であり、「資金循環統計」（日本銀行）の金融取引表と同等なマトリックス形式で表章されている。

制度部門別金融勘定と、付表 19. 海外勘定の(3)金融取引の計数に一致する。

金融取引の計上方法は、「金融統計マニュアル」（IMF）にならい、詳細な情報提供として金融資産・負債を両建てで表示（結合方式）することにより、部門内取引についても把握できる。

総括表は、国全体の資金循環を表し、部門分類は次のとおりである。

また、金融機関及び一般政府については、次の内訳の表が別途存在する。

金融機関
1. 中央銀行
2. 預金取扱機関
(1) 国内銀行
(2) 中小企業金融機関等
(3) 農林水産金融機関
(4) 在日外銀
(5) 合同運用信託
3. マネー・マーケット・ファンド
4. その他の投資信託
うち株式投信
5. その他の金融仲介機関
(1) ファイナンス会社
(2) 特別目的会社・信託
(3) ディーラー・ブローカー
(4) 融資特別会計
(5) 政府金融機関等
6. 公的専属金融機関
7. 非仲介型金融機関
うち金融持株会社
8. 保険
(1) 生命保険
(2) 非生命保険
うち公的機関
(3) 共済保険
9. 年金基金
(1) 企業年金
(2) その他年金

一般政府
1. 中央政府
うち一般会計・特別会計
2. 地方政府
3. 社会保障基金
うち公的年金

第2部 ストック編

(1) 統合勘定について

ストックの統合勘定は、国民経済全体を表す勘定であり、「期首貸借対照表勘定」に、期中の資本取引を表す「資本勘定・金融勘定」及び価格変化による再評価等を表す「調整勘定」を加えると「期末貸借対照表勘定」に一致する。

1) 期末（期首）貸借対照表勘定

国民経済全体の資産・負債及び国富の構成を概括的に示しており、表章項目は次のとおりである。

1. 非金融資産
1) 生産資産
①固定資産
②在庫
2) 非生産資産（自然資源）
2. 金融資産
期末資産
3. 負債
4. 正味資産（国富）
期末負債・正味資産

「期末資産」から「負債」を差し引くと「正味資産（国富）」に一致し、非金融資産と付表5. 対外資産・負債残高の対外純資産との合計及び各制度部門の正味資産の合計と一致する。

生産資産は、資本勘定の総資本形成に含まれる項目で、在庫と純固定資産（固定資本減耗控除後の価額）を対象とする。また、家計の耐久消費財は、総資本形成に含まれないため、フローとストックの整合性の見地より、貸借対照表勘定から除外しているが、分析上の観点から参考表1. 家計の主要耐久消費財残高として表章している。

非生産資産（自然資源）は、土地、鉱物・エネルギー資源及び非育成生物資源を対象とするが、河川、湖沼、海浜地などは取引されることもなく、評価の困難性もあり推計対象とはせず貸借対照表勘定にも含まれていない。

金融資産・負債残高は、現金・預金、貸出・借入、債務証券、持分・投資信託受益証券等を対象として、各制度部門との関連を明らかにするため、制度部門間の取引を相殺しない結合方式によって計上しており、制度部門別勘定の合計が統合勘定と一致し、制度部門別勘定の「金融資産・負債残高の差額」の合計が、対外純資産に一致する。

非金融資産及び金融資産・負債残高の詳細

な項目は、付表1. 国民資産・負債残高に表章され、金融資産・負債残高の最も詳細な項目（内訳項目）については、付表6. 金融資産・負債の残高として表章している。

なお、企業会計で用いられる「のれん」は、基礎資料が十分でないため推計していない。

歴史的記念物については、重要文化財等に指定された指定文化財のうち、建造物及び史跡（貝塚を除く）について、政府及び地方公共団体の買上げ分についてのみ集計し、参考として計上している。インターバンクポジション等（負債）については、「資金循環統計」における「銀行等」部門に含まれる機関の負債側計数のうち「金融機関預金・コール」を参考として計上している。

2) 資本勘定・金融勘定

期中の資本取引及び金融取引を表す勘定で、計数は制度部門別資本勘定・金融勘定から導かれる。ただし、貸借対照表勘定では、財産価値を把握するため純額を必要とするので、純固定資本形成の形式（総固定資本形成－固定資本減耗）をとり、期末貸借対照表勘定の正味資産に対応する項目として貯蓄及び海外からの資本移転等（純）を採用している。

3) 調整勘定

資本勘定・金融勘定では説明できない期首と期末の貸借対照表勘定の変動要因を明らかにするもので、価格変化による再評価、制度的構成、分類の変化による調整及び統計上の不突合等の項目が含まれ、「その他の資産量変動勘定」及び「再評価勘定（名目保有利得及び損失勘定）」の2つの勘定に分けて表章している。

このうち、その他の資産量変動勘定は、資本勘定・金融勘定で記録されない資産の「量的」な変化分を記録する勘定で、具体的には、金融機関による不良債権の償却、災害等による予想しえない規模の資産の損失等を記録し、再掲として要因別の表章も行っている。また、再評価勘定は、「中立保有利得または損失勘定」と「実質保有利得または損失勘定」に分類され、中立保有利得または損失勘定は、資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般的な物価水準（国内総生産（支出側）デフレーターを用いた）の変動に伴う資産価格の変化分を記録し、実質保有利得または損失勘定は、資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般物価水準に対する相対的な当該資産の価格変化分を記録している。

(2) 制度部門別勘定について

フロー編における制度部門別資本勘定・金融勘定と同様に、非金融法人企業、金融機関、

一般政府、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の 5 つの制度部門について作成され、非金融法人企業及び金融機関については公的部門と民間部門に分割している。

統合勘定と同様、期首貸借対照表勘定に資本勘定・金融勘定及び調整勘定を加えると期末貸借対照表勘定に一致し、資本勘定・金融勘定は省略されている。

(3) 付表について

付表 1. 国民資産・負債残高

付表 1 では、国民経済全体の資産・負債残高について、資産・負債の項目別に、当年の期中の資本取引を表す「資本取引」及び価格変化による再評価等を表す「調整額」並びに当年の「期末残高」を表章する。前年の「期末残高」に当年の「資本取引」と「調整額」を加えると、当年の「期末残高」となる。

「調整額」については、さらに「その他の資産量変動」及び「名目保有利得」の 2 つに分割するとともに、名目保有利得を「中立保有利得」と「実質保有利得」に分割して表章している。

付表 2. 民間・公的別の資産・負債残高

付表 1 に表章された国全体の非金融資産及び金融資産・負債の年末残高を項目ごとに民間部門と公的部門に分類して表章しており、統合勘定の期末貸借対照表勘定の内訳表となっている。

民間部門とは、民間非金融法人企業、民間金融機関、対家計民間非営利団体及び家計であり、それ以外が公的部門である。

付表 3. 一般政府の部門別資産・負債残高

一般政府の部門別の資産・負債残高を表章している。暦年末と年度末の違いはあるが、金融資産・負債残高については、付表 6. 金融資産・負債の残高 (3) 一般政府の内訳に詳細な資産・負債項目及び内訳部門が表章されている。

付表 4. 固定資本ストックマトリックス

固定資産について、形態別のそれぞれの固定資産がどの制度部門・経済活動にどれだけ蓄積されているかが表章されている。資産の形態別分類及び制度部門別・経済活動別分類の表章項目はフロー編付表 22 (固定資本マトリックス) と同等である。ただし「土地改良」については、貸借対照表において非生産資産（土地）に振り替えられるため、付表 4 に表章される生産資産における固定資産には該当する計数が存在しない。

付表 5. 対外資産・負債残高

「資金循環統計」に基づいて作成され、各暦年末における国内部門を主体としたわが国居住者の海外に対する金融資産・負債の残高を暦年ベースで表章している。

なお、年度ベースは、付表 6. 金融資産・負債の残高で海外部門を主体として表章しているため、本表の資産側の値が付表 6 では負債側に計上されるなど、資産と負債の値が各々の表で逆転している。また、フロー編付表 19. 海外勘定の (3) 金融取引に対応しているが、こちらも本表とは資産と負債が逆転している。

付表 6. 金融資産・負債の残高

金融資産・負債残高に関する最も詳細な「資金循環統計」の金融資産負債残高表と同様のマトリックス形式で表章している。

本表は年度末計数で表示される。暦年末計数で表示される制度部門別勘定における金融資産・負債残高は、直接推計が可能な項目を除き、本表を暦年末計数に転換して作成している。

なお、内訳部門の説明については、フロー編付表 24. 金融資産・負債の取引を参照。

(4) 参考表について

前記勘定及び付表以外の表で、経済分析に重要と思われるものについて、次のとおり表章している。

参考表 1. 家計の主要耐久消費財残高

家計の所有する主要な耐久消費財について、各年末の保有状況（名目及び実質）を表章している。財別分類については、国際基準に基づき、「①家具・敷物、②家庭用器具（電気冷蔵庫等）、③個人輸送機器（自動車等）、④情報・通信機器、⑤その他」の 5 分類としている。

期末残高は、前年末残高に各年の「最終消費支出」及び「調整額」を加えることにより算出される。調整額には、固定資本減耗分と価格変動分の双方が含まれる。なお、実質表は、期末残高の系列のみが表章されている。

参考表 2. 金融機関のノン・パフォーミング貸付

期末貸借対照表勘定においては、貸出・借入れは名目価値で記録され、これはノン・パフォーミング貸付（①利子や元本の支払が 90 日以上滞っている貸付、②90 日以上分の利子額が資本化、追加融資若しくは合意により支払が猶予されている貸付、又は③延滞が 90 日分未満であるが破産手続き申請がなされる

など返済が全額は行われないと疑うに足る状況にある貸付)についても同様である。このため、参考表2においては、金融機関(民間、公的)について、貸出をパフォーミング貸付とノン・パフォーミング貸付に分けた上で、後者について名目価値(残存元本の額面価値)とともに、その毀損額と公正価値を表章している。